

令和8年度保険料額決定通知書同封用チラシ印刷請負仕様書

- 1 品 名
令和8年度保険料額決定通知書同封用チラシ
- 2 納品場所
指定 29 箇所（別紙参照）
- 3 納品年月日
令和8年6月 ※別途協議
- 4 数 量
556,300 枚（見本 100 部含む）（別紙参照）
- 5 印刷内容（大きさ、色、印刷面）
A3、1色刷り（白黒）、両面印刷
- 6 紙 質 等（紙質、重さ、紙地色）
薄口、水色（見本提示希望）
- 7 校 正
要校正（3回）
- 8 そ の 他
 - ・DM折り（二つ折 ＋ 巻き三つ折り）にて納品すること。
 - ・成果物は原則箱詰めとするが、少量（300 通以下）の納品先には封筒詰めによる納品も可とする。
 - ・成果物を箱詰めする際は、100部ずつの束にすること。
 - ・外包装には、箱を積んだ際にも確認できる位置に次の6項目を記載したラベルを貼り付けすること。また、ラベル見本を広域連合へデータで提供すること。
 - ① 市町村名
 - ② 令和8年度保険料額決定通知書同封用チラシ
 - ③ 数量（入り数／全数）
 - ④ 箱ごとの連番（総数10箱であれば1/10、2/10…）
 - ⑤ 納品年月日
 - ⑥ 神奈川県後期高齢者医療広域連合
 - ・数量のうち100部を広域連合に納品すること（別紙「チラシ数量及び納品先」のNo.29）。
 - ・各市町村の備考欄記載の内容については事前に対応可能か確認すること。
 - ・製品版データを広域連合へ提供すること。
 - ・宛名ラベル（発送伝票）見本を広域連合へデータで提供すること。
 - ・データについては、メールを使用して広域連合へ提供すること。
- 9 契約不適合責任
 - (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（受託者が委託者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合

を含む。) は、委託者は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- (2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

10 疑義等の決定

その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議し決定するものとする。

令和8年度保険料額決定通知同封
用チラシ数量及び納品先(暫定)

別紙

No.	市町村名	納品先情報(今後変更となる場合あり)					備考
		令和8年度納品予定数量 数量	納品先名	郵便番号	住所	電話番号	
1	横須賀市	95,000	未定(R8.5決定予定)				
2	藤沢市	84,000	株式会社TLP DPSソリューションセンター	348-0028	埼玉県羽生市大字北袋514-1	048-577-7712	事前に、納入業者名及び納入日時を報告希望
3	小田原市	40,000	小田原市役所 保険課 高齢者医療係	250-8555	小田原市荻窪300番地	0465-33-1843	
4	茅ヶ崎市	52,000	茅ヶ崎市役所 保険年金課	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-81-7157	
5	逗子市	12,500	逗子市役所 国保健康課 保険年金係	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111(代)	
6	三浦市	15,000	福島印刷株式会社 支給品受入チーム	920-0357	石川県金沢市佐奇森町6	076-267-5111	箱に貼るラベルに 「三浦市」「令和8年度保険料額決定通知書同封用チラシ」 「発送元(神奈川県後期高齢者医療広域連合)」 ※箱ごとに1/10 2/10 3/10…(箱の総数が10箱の場合)のよう な連番を付番 の表記を希望
7	秦野市	34,000	秦野市役所 国保年金課 後期高齢者医療担当	257-8501	秦野市桜町1丁目3番2号	0463-82-5491	
8	厚木市	36,500	厚木市役所 国保年金課 長寿医療係(本庁舎2階)	243-8511	厚木市中町3-17-17	046-225-2223	
9	大和市	42,000	未定(R8.4/未決定予定)				
10	伊勢原市	1,000	伊勢原市役所 保険年金課 後期高齢者医療係	259-1188	神奈川県伊勢原市田中348番地	0463-94-4521	
11	海老名市	28,500	海老名市役所 国保医療課 後期高齢者医療係	243-0492	海老名市勝瀬175番地の1	046-235-4595	
12	座間市	23,000	座間市役所 保険年金課	252-8566	神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	046-252-7213	
13	南足柄市	9,300	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
14	綾瀬市	14,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	箱に「後期高齢」「綾瀬市分」の記載必要
15	葉山町	8,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
16	寒川町	9,800	寒川町役場 健康福祉部 保険年金課 国保・高齢者医療担当	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地	0467-74-1111	
17	大磯町	7,800	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
18	二宮町	7,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
19	中井町	2,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
20	大井町	3,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
21	松田町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
22	山北町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
23	開成町	3,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
24	箱根町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
25	真鶴町	2,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
26	湯河原町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
27	愛川町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
28	清川村	700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当者	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	028-648-2111	
29	広域連合	100	神奈川県後期高齢者広域連合資格保険料課 保険料係	221-0052	横浜市神奈川区学町8番地1 ポートサイドビル9階	045-440-6706	
計		556,300					

後期高齢者医療制度の保険料について

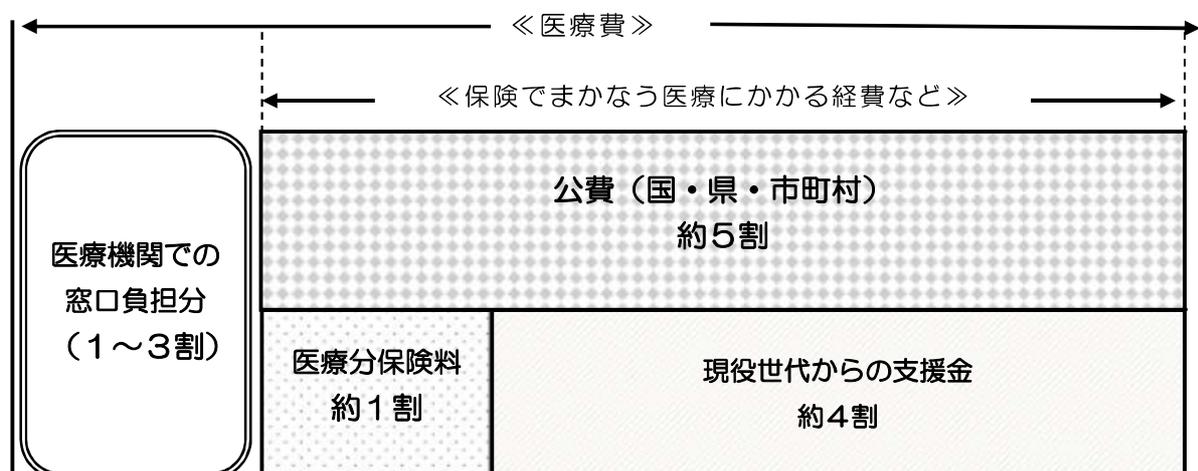
(令和8年度)

令和8年度から子ども・子育て世代を社会全体で支援する仕組みとして子ども・子育て支援金制度が開始され、従来の保険料（医療分）に、子ども分が追加されます。

詳細については、同封されているこども家庭庁のリーフレットをご覧ください。

後期高齢者医療制度の仕組み

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が将来にわたり安心して医療を受けられるように現役世代とともに支えあう仕組みとなっています。医療機関での窓口負担分を除く、保険からの医療給付費は、約1割を被保険者の皆様にご負担いただき、約5割を公費（国・県・市町村）、約4割を他の医療保険からの支援金（0～74歳の方の保険料）で賄っています。



1. 令和8年度の保険料率について

【令和8年度の保険料率】

(医療分) 均等割額	52,531 円	(全国平均)	確定後追加	円
所得割率	10.30 %	(全国平均)	確定後追加	%
(子ども分) 均等割額	1,330 円	(全国平均)	確定後追加	円
所得割率	0.25 %	(全国平均)	確定後追加	%

■ 保険料率の算定について

医療分の保険料率は、医療給付費等の費用と公費や現役世代からの支援金、被保険者の皆様からの保険料などの収入を見込んで算定します。今回の医療分の保険料率の上昇の主な要因として、高齢者負担率が政令の規定により、12.67%から13.27%に引き上げられた点、医療の高度化や診療報酬の改定等により、医療費が上昇している点が挙げられます。このほか、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの負担率の上昇（負担の急激な増加をやわらげるため、負担率7%を令和6・7年度では3.5%としていた経過措置の終了）等があります。

子ども分の保険料率につきましては、国から示された算定方法に基づき、子ども・子育て支援納付金額を算定し、その納付金額をもとに算定しました。

2. 保険料の計算の仕組みについて

保険料の内訳は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。医療分と子ども分の年間保険料額は、均等割額と所得割額の合計額の10円未満を切り捨てします。

なお、年間保険料額の上限は医療分85万円、子ども分2万1千円です。

医療分 年間保険料額 (10円未満切捨て)	=	均等割額 (52,531円)	+	所得割額 (保険料計算のもととなる所得※×10.30%)
子ども分 年間保険料額 (10円未満切捨て)	=	均等割額 (1,330円)	+	所得割額 (保険料計算のもととなる所得※×0.25%)

※保険料計算のもととなる所得（賦課のもととなる所得金額）

前年の総所得金額、山林所得金額、株式・土地建物等の長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、地方税法に定める基礎控除額43万円を控除した額です。

（前年の合計所得額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。）

- 保険料は、毎年度4月1日時点での世帯構成を基準として、**被保険者個人単位**で決定します。（ただし世帯の総所得金額等に応じて、保険料が軽減となる場合があります。）
決定した保険料は、その年の4月1日～翌年3月31日までの1年間の金額となります。
- 年度の途中で75歳の誕生日を迎えられたり、転入されたりした場合などは、資格取得日の世帯構成を基準として、資格取得月から月割りで保険料を計算します。
- 年度の途中で資格を喪失された場合においても、その前月分までの保険料を月割りで計算し、翌月以降に変更した通知をお送りします。

保険料額や一部負担金の割合は各年度の前年中の所得によって決まります。

住所が変わった方や、所得税の確定申告や個人住民税申告を申告期間より後にされた方は、保険料額や一部負担金割合が正しく算出されない場合があります。この場合、翌月以降に変更した通知書等を改めて送付いたしますので、ご了承ください。

保険料の納付が困難なときはご相談を

事情により保険料を納めることが困難になったときは、お早めに市区町村の窓口にご相談ください。なお、次の場合は申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

- 地震、台風や洪水、火事などの災害により損害を受けたとき
- 長期入院、失業、事業の休廃止、世帯主の死亡などにより所得が著しく減少したとき
- 刑事施設などへ拘禁され給付の制限が行われているとき

保険料を滞納すると

保険料を納期限までに納めないと、市区町村より督促状を送付します。さらに滞納が続くと、電話や文書等による催告や財産の差し押さえ等を行う場合があります。また納期限までに納付した方との公平性の確保等のため、延滞金を徴収しています。保険料は納期限までに納めていただくようお願いします。

3. 保険料の軽減について

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者の方全てと、世帯主の前年の総所得金額等を合計した金額が、次の表の「世帯の総所得金額等の基準」に該当する方は、均等割額（医療分 52,531 円／子ども分 1,330 円）を軽減します。下線部が令和 7 年度からの基準変更箇所です。

世帯の総所得金額等の基準(令和8年度)	軽減割合	軽減額		軽減後の均等割額 ※1	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
■43万円+10万円× (公的年金または給与所得者の合計数 ^{※2} -1)以下	7割	※3 37,823円	931円	※3 14,708円	399円
■43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数+10万円× (公的年金または給与所得者の合計数 ^{※2} -1)以下	5割	26,266円	665円	26,265円	665円
■43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数+10万円× (公的年金または給与所得者の合計数 ^{※2} -1)以下	2割	10,507円	266円	42,024円	1,064円

※1 医療分と子ども分の年間保険料額は、均等割額と所得割額の合計額の10円未満を切り捨てます。

※2 公的年金または給与所得者の合計数とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方の合計人数です。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※3 7割軽減対象者の医療分の軽減割合は、令和8・9年度のみ、7.2割軽減となります。

■軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度の途中で新たに被保険者となったときは、被保険者となった日が基準日となります。

■世帯主が被保険者でない場合でも、均等割額の軽減判定に用いる所得に世帯主の所得を含みます。

■均等割額の軽減判定に用いる所得は、所得割額の算定に用いる「保険料計算のもととなる所得（賦課のもととなる所得金額）」とは扱いが異なります。

■65歳以上の方に係る税法上の公的年金等控除を受けている方は、公的年金所得から高齢者特別控除額15万円を控除した金額で判定します。

■土地、建物等の分離課税分の譲渡所得は、特別控除前の金額で判定します。

■専従者控除（給与）額は、事業主として専従者給与を支払った額は事業主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った方の所得には含まずに判定します。

■所得の申告をされていない方は、基準に該当するか不明のため軽減措置が適用できません。
所得がない場合でも個人住民税などの申告をお願いします。

会社などの健康保険に被扶養者として加入していた方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる日の前日に、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、均等割額のみ負担となり、加入後2年を経過するまでの期間（加入した月から24カ月までの期間）に限り、均等割額が5割軽減となります。

■国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

■均等割額の軽減（所得に応じた軽減）が7割に該当する場合は、7割軽減（医療分は7.2割軽減）となります。

4. 保険料の納め方について

保険料の納め方は、市区町村から納入通知書でお知らせします。保険料は市区町村に納めていただきます。保険料の納め方には、特別徴収（年金天引）と普通徴収（口座振替または納付書払い）があり、原則として特別徴収となります。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。

※ 同封の納入通知書もあわせてご覧ください。

特別徴収（年金天引）

■ 次の①～③の全てに該当する方は、特別徴収が原則となります。

- ① 年額 18 万円以上の年金を受給している方
- ② 介護保険料を特別徴収により納めている方
- ③ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の 2 分の 1 以下の方

■ 上記①・③について

複数の年金を受給している方は、政令などで定める最も優先順位の高い年金の金額となります。

≪ 年金の優先順位 ≫

1 位 老齢基礎年金 2 位 老齢・退職年金 3 位 障害年金 4 位 遺族年金など

■ 特別徴収とならないケース

年度途中で後期高齢者医療制度に加入となった場合（75 歳の年齢到達、転入など）、特別徴収の対象であっても、手続きの関係上、開始までに時間がかかります。それまでの間は普通徴収（口座振替または納付書払い）となります。なお、後期高齢者医療制度加入以前の、国民健康保険の口座振替の情報は継続できません。口座振替を希望する場合は改めて手続きが必要です。

■ 特別徴収から普通徴収への切り替わりについて

特別徴収の対象となっている方も、年金額・保険料額によっては特別徴収とならず、普通徴収に切り替わります。

普通徴収

口座振替または納付書払いの納付方法です。7 月～翌年 3 月の間で、原則 9 回に分けて納付していただきます。

また、普通徴収から特別徴収への切り替えを望まない場合には、口座振替での納付を継続することができます。手続き方法については、市区町村にお問い合わせください。

※ 年度内に県内で住所変更した場合、年間の保険料額に変更はありませんが、納付方法が特別徴収（年金天引）や口座振替の方は、転入後の市区町村では納付書払いに変更になります。詳しくは、転入後の市区町村よりご案内します。

問い合わせ先

保険料の納め方、口座振替の手続きについて

→ 市区町村の後期高齢者医療制度の担当窓口
（電話番号は保険料納入通知書や封筒などに記載があります。）

保険料の計算、保険料の軽減について

→ 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局／資格保険料課保険料係
〒221-0052
神奈川県横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 9 階
TEL 045-440-6700（代表番号）
FAX 045-441-1500

令和8年度子ども・子育て支援金制度周知用リーフレット印刷請負仕様書

1 品 名

令和8年度子ども・子育て支援金制度周知用リーフレット

2 納品場所

指定 31 箇所（別紙参照）

3 納品年月日

令和8年6月 ※別途協議

4 数 量

1,212,100 枚（見本 100 部含む）（別紙参照）

5 印刷内容（大きさ、色、印刷面）

A4、4色刷り（カラー）、両面印刷

6 紙質等（紙質、重さ、紙地色）

上質紙 55k g 相当（見本提示希望）

7 校 正

要校正（3回）

8 その他

- ・巻き三つ折りにて納品すること。
- ・成果物は原則として箱詰めとするが、少量（300 通以下）の納品先には封筒詰めによる納品も可とする。
- ・成果物を箱詰めする際は、**100 部ずつの束にすること。**
- ・外包装には、箱を積んだ際にも確認できる位置に次の 6 項目を記載したラベルを貼り付けすること。また、ラベル見本を広域連合ヘデータで提供すること。
 - ① 市町村名 ② 令和8年度子ども・子育て支援金制度周知用リーフレット
 - ③ 数量（入り数／全数） ④ 箱ごとの連番（総数 10 箱であれば 1/10、2/10…）
 - ⑤ 納品年月日 ⑥ 神奈川県後期高齢者医療広域連合
- ・数量のうち 100 部を広域連合に納品すること（別紙「リーフレット数量及び納品先」の No.31）。
- ・各市町村の備考欄記載の内容については事前に対応可能か確認すること。
- ・製品版データを広域連合へ提供すること。
- ・宛名ラベル（発送伝票）見本を広域連合ヘデータで提供すること。
- ・データについては、メールを使用して広域連合へ提供すること。

9 契約不適合責任

- (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであ

る場合（受託者が委託者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。）は、委託者は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

- (2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

10 疑義等の決定

その他、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議し決定するものとする。

令和8年度子ども・子育て支援金制度改正周知用リーフレット数量及び納品先(暫定)

別紙

No.	市町村名	令和8年度納品予定数量	納品先情報(今後変更となる場合あり)				備考
		数量	納品先名	郵便番号	住所	電話番号	
1	横浜市	620,000	光ビジネスフォーム(株)DPPセンター第一管理課	193-0834	東京都八王子市東浅川町554-7	042-669-3760	4tロングトラック以下での搬入を希望 配送物の宛名ラベルに管理番号として『支給品XXXXX』(XXXXXは未定)を全てに必ず記載する。なお、納品日は6/15以降で事前に納品日の調整を行うこと。
2	横須賀市	95,000	未定(R8.5決定予定)				
3	鎌倉市	35,000	未定(R8.4決定予定)				
4	藤沢市	84,000	株式会社TLP DPSソリューションセンター	348-0028	埼玉県羽生市大字北袋514-1	048-577-7712	納入業者名及び納入日時を事前にお知らせください。
5	小田原市	40,000	保険課高齢者医療係	250-8555	小田原市荻窪300番地250-8555	0465-33-1843	
6	茅ヶ崎市	52,000	茅ヶ崎市役所 保険年金課	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	0467-81-7157	
7	逗子市	12,500	逗子市役所 福祉部 国保健康課	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111(代)	
8	三浦市	12,300	福島印刷株式会社 支給品受入チーム	920-0357	石川県金沢市佐奇森町ル6	076-267-5111	箱に貼るラベルに 「三浦市」「令和8年度子ども・子育て支援金制度改正周知用リーフレット」「発送元(神奈川県後期高齢者医療広域連合)」 ※箱ごとに1/10 2/10 3/10…(箱の総数が10箱の場合)のような 連番を付番 の表記を希望
9	秦野市	34,000	秦野市役所 福祉部 国保年金課 後期高齢者医療担当	257-8501	神奈川県秦野市桜町1-3-2	0463-82-5491	
10	厚木市	36,500	厚木市国保年金課長寿医療係(本庁舎2階)	243-8511	厚木市中町3-17-17	046-225-2223	
11	大和市	42,000	未定(R8.4/未決定予定)				令和8年4月下旬に委託業者決定見込。その後納品場所について 順次調整します。
12	伊勢原市	1,000	伊勢原市役所 保険年金課	259-1188	伊勢原市田中348番地	0463-94-4521	
13	海老名市	30,000	海老名市役所 国保医療課 後期高齢者医療係	243-0492	海老名市勝瀬175番地の1	046-235-4595	
14	座間市	25,000	座間市役所 健康部 保険年金課	252-8566	座間市緑ヶ丘一丁目1番1号	046-252-7213	
15	南足柄市	9,300	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
16	綾瀬市	14,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	箱に「後期高齢」「綾瀬市分」の記載必要
17	葉山町	8,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
18	寒川町	9,800	寒川町役場 健康福祉部 保険年金課 国保・高齢者医療担当	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地	0467-74-1111	
19	大磯町	7,800	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
20	二宮町	7,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
21	中井町	2,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
22	大井町	3,500	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
23	松田町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
24	山北町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
25	開成町	3,200	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
26	箱根町	2,700	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
27	真鶴町	2,100	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
28	湯河原町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
29	愛川町	8,000	株式会社TKC 地方公共団体事業部 システム運用課 後加工管理グループ 封入封緘担当	320-0851	栃木県宇都宮市鶴田町1758	028-648-2111	
30	清川村	700	清川村役場税務住民課住民保険係	243-0195	神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地	046-288-3849	
31	広域連合	100	神奈川県後期高齢者広域連合資格保険料課 保険料係	221-0052	横浜市神奈川区栄町8番地1 ポートサイドビル9階	045-440-6706	
計		1,212,100					



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

← 子ども・子育て支援金については、裏面に詳細があります。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

神奈川県後期高齢者医療広域連合の 子ども・子育て支援金に係る保険料率

所得割率 0.25% 均等割額 1,330円

※ 医療分の保険料とあわせて徴収します。

※ 医療分の保険料率については、保険料の決定通知書等をご確認ください。

制度についての詳細は、下記のこども家庭庁コールセンターにお問い合わせください。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

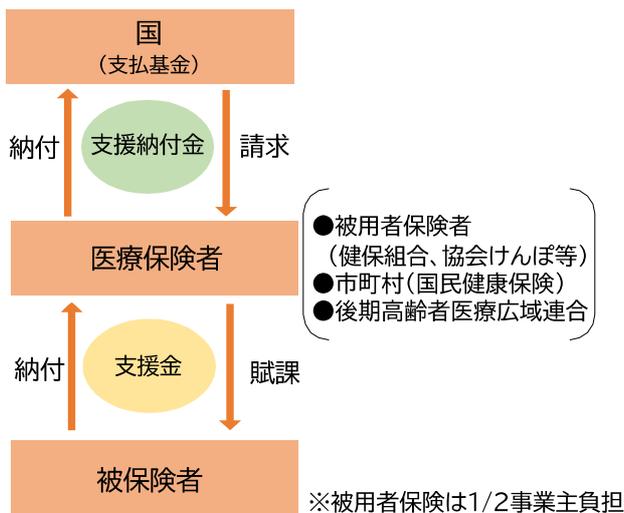
Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療分の保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



こどもまんが
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272(受付時間 平日・土曜9時から18時)